

(別記様式第 1 号)

|        |       |
|--------|-------|
| 計画作成年度 | 令和元年度 |
| 計画主体   | 中野市   |

## 中野市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 中野市経済部農政課  
所在地 長野県中野市三好町一丁目3番19号  
電話番号 (0269) 22-2111 (内線 251)  
FAX番号 (0269) 22-5924  
メールアドレス nosei@city.nakano.nagano.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|      |  |
|------|--|
| 対象鳥獣 | 鳥類 カラス<br>獣類 イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カモシカ、ハクビシン<br>ツキノワグマ |
| 計画期間 | 令和2年度～令和4年度  |
| 対象地域 | 長野県中野市   |

(注) 1 計画期間は、3年とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

| 鳥獣の種類  | 被害の現状 |                |
|--------|-------|----------------|
|        | 品目    | 被害数値           |
| イノシシ   | 果樹    | 0.07ha 95千円    |
| ニホンザル  | 果樹    | 0.03ha 293千円   |
| カモシカ   | 果樹    | 3.8ha 40千円     |
| ツキノワグマ | 果樹    | 0.18ha 1,042千円 |
| ハクビシン  | 果樹    | 4.9ha 3,430千円  |
| カラス    | 果樹    | 3.33ha 4,000千円 |

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

- イノシシについては、融雪後の3月から降雪の12月頃まで、農地や畦畔等の掘り起しや水稻の踏み荒らし、果樹の食害等の被害が確認されている。広域電気柵の効果もあり、全体的な農作物被害は減少傾向にある。しかし、未だ被害地域は市内全域に及び、近年では中野市西部の豊田地区及び長丘地区における被害が確認されている。地域ぐるみの共同捕獲等、捕獲体制を強化するとともに、被害を軽減するために、更なる被害防止の充実を図る必要がある。
- ニホンザルについては、6月から10月にかけて中野市東部の日野地区及び延徳地区でブドウなどの果樹を中心に被害が確認されている。このため、6月から10月にかけて、被害の軽減に向け、防除と併せて捕獲体制を強化する必要がある。
- カモシカについては、4月から10月にかけてリンゴやモモなどの果樹を中心に樹皮や葉の食害といった被害が確認されている。被害地域は中野市北部から南部、西部の一部地区の山際において発生している。主に西部へ電気柵設置等の防除対策の推進と捕獲団地を設定し、適正な個体数調整を実施することで、被害の深刻化を防ぐ必要がある。
- ツキノワグマについては、ブドウやリンゴ、モモなどの果樹を中心に7月から11月にかけて農作物被害が確認されている。被害地域は、以前は山際の農用地であったが、近年徐々に平地部へ近づいている傾向にあり、平成22年度には農作物被害だけでなく人身被害も発生している。電気柵による防除を推進する一方で、平成26年度には、過去最多の個体数調整が行われるなど、未だ相当数のツキノワグマが生息し

ているものと推測される。

- ハクビシンについては、市内全域で生息数が急増しており、ブドウなどの果樹を中心に7月から11月にかけて被害が確認されている。農用地の防除と併せて捕獲体制を強化するために講習会等を開催し、狩猟免許取得者を確保していく必要がある。
- カラスについては、6月から10月頃まで市内全域でリンゴやブドウなどの果樹を中心に被害が確認されており、特に近年で中野市西部の豊田地区において生息数が急増している。このため、6月から10月にかけて市内全域で害鳥駆除を実施しているが、被害の軽減に向け生態調査等を実施し、捕獲と併せて防除体制を強化していく必要がある。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

### (3) 被害の軽減目標

| 指標     | 現状値（平成30年度） | 目標値（令和4年度） |
|--------|-------------|------------|
| イノシシ   |             |            |
| 【水稲】   |             |            |
| 被害面積   | 0.07ha      | 0.05ha     |
| 被害金額   | 95千円        | 67千円       |
| ニホンザル  |             |            |
| 【果樹】   |             |            |
| 被害面積   | 0.03ha      | 0.02ha     |
| 被害金額   | 293千円       | 206千円      |
| カモシカ   |             |            |
| 【果樹】   |             |            |
| 被害面積   | 3.8ha       | 2.7ha      |
| 被害金額   | 40千円        | 28千円       |
| ツキノワグマ |             |            |
| 【果樹】   |             |            |
| 被害面積   | 0.18ha      | 0.13ha     |
| 被害金額   | 1,042千円     | 730千円      |
| ハクビシン  |             |            |
| 【果樹】   |             |            |
| 被害面積   | 4.9ha       | 2.7ha      |
| 被害金額   | 3,340千円     | 2,074千円    |
| カラス    |             |            |
| 【果樹】   |             |            |
| 被害面積   | 3.33ha      | 2.34ha     |
| 被害金額   | 4,000千円     | 2,800千円    |

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

|               | 従来講じてきた被害防止対策  | 課題   |
|---------------|--|--|
| 捕獲等に関する取組     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定鳥獣保護管理計画に基づく適正な個体数調整<br/>(捕獲檻による捕獲、猟友会と連携し、地域住民が勢子となるイノシシ追いの実施)</li> <li>・ 新規狩猟者確保のための補助事業</li> <li>・ 有害鳥獣駆除従事者確保支援(狩猟者登録時の一部経費負担)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会員の高齢化や会員の減少が進み、新規狩猟者の確保が課題となっている。</li> <li>・ 農家や集落の自衛的な取組みを推進する必要がある。</li> </ul>   |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防護柵の設置に係る材料費の補助事業(国、県または市単独)</li> <li>・ 地区協議会による広域電気柵の維持管理費用の一部負担</li> <li>・ 緩衝帯の整備</li> <li>・ 放任果樹の除去</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ニホンジカを目撃が増加しており、既存の電気柵での対応が難しくなっている。また、山間地に防護柵の未設置の農用地に被害が集中する傾向にある。</li> <li>・ 電気柵による物理的な棲み分け以外にも、放任果樹の撤去の徹底など人里へ寄せ付けない取組みを強化する必要がある。</li> </ul> |

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・ 中野市農作物害鳥獣駆除推進協議会及び中野市害鳥獣対策協議会と連携を図りながら計画的な防除対策と適正な個体数調整を実施する。
- ・ 被害地域において、野生鳥獣の生態や被害防止対策についての指導を実施し、効率的な電気柵の設置及び管理ができるよう知識を高めていく。また、地区ごとに駆除、防除、環境整備についてバランスのとれた効果的な被害対策事業を実施するとともに、地区の実情に応じて効果的な施策を検討する。
- ・ 電気柵等の設置、緩衝帯整備等を通じて、人と鳥獣の生息環境を整えるとともに、放任果樹の除去など、人里へ寄せ付けない取組みを実施する。
- ・ 北信地域野生鳥獣被害対策チームと連携し、集落等の具体的実情に応じた効果的な対策を研究し、集落を餌場としない取組として広報・チラシによる啓発活動など、集落ぐるみで行う総合的な対策を推進し、野生鳥獣に負けない集落づくりを目指す。
- ・ 市民を対象とした、小型鳥獣捕獲用箱わなの取扱いに関する講習会を開催する。
- ・ 農協職員及び農家等から被害状況を聴取し、鳥獣の種類や出没時期、被害内容につ

いて把握することで、対策の実施に活かす。

- ・ 今後、鳥獣被害対策実施隊を設置し、被害状況の確認及び、鳥獣の種類や出没時期等を把握することで、対策の実施に活かす。また、防御面での電気柵の適正管理の指導等を実施する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

中野市害鳥獣対策協議会の構成団体である中野市農作物害鳥獣駆除推進協議会から、中野市猟友会及び農業協同組合へ農作物被害等を与える有害鳥獣の捕獲を依頼して有害鳥獣捕獲事業を実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

| 年度   | 対象鳥獣                 | 取組内容  |
|------|----------------------|---|
| R2~4 | イノシシ<br>ハクビシン<br>カラス | ・ 捕獲檻等を購入し、捕獲数を増加させることにより、被害を軽減させる。また、電気柵や防鳥ネット等を設置することにより被害を軽減させる。<br>・ 新規銃猟者確保のための補助事業の周知を実施。 |
| R2~4 | ツキノワグマ               | ・ 農業被害等に応じて捕獲檻を設置し、適正な個体数調整に向けた体制を整える。<br>・ 新規銃猟者確保のための補助事業の周知を実施。                              |
| R2~4 | カモシカ                 | ・ 農業被害に応じて捕獲檻、罠を設置し、適正な個体数調整に向けた体制を整える。<br>・ 新規銃猟者確保のための補助事業の周知を実施。                             |
| R2~4 | ニホンザル                | ・ 農業被害等に応じた捕獲檻、罠を設置し、適正な個体数調整に向けた体制を整える。<br>・ 新規狩猟者確保のための補助事業の周知を実施。                            |
| R2~4 | イノシシ<br>ニホンジカ        | ・ 捕獲檻による捕獲と併せて、冬期間は地元の協力のもと、共同捕獲を実施する。<br>・ 新規狩猟者確保のための補助事業の周知を実施。                              |

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシについては、被害の増加や近年の実績を考慮して捕獲計画数を設定した。</li> <li>・ハクビシンについては、被害の増加や近年の実績を考慮して捕獲計画数を設定した。</li> <li>・カラスについては、被害の増加や近年の実績を考慮して捕獲計画数を設定した</li> <li>・ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、カモシカについては、長野県特定鳥獣管理計画に基づき、出没や被害の状況に応じて適正な個体数調整を進める計画とした。</li> </ul> <p>なお、ツキノワグマについては、原則として農作物被害の防除を目的とした予察捕獲をしないこととし、人身被害の観点から、必要最小限の個体数調整を進めることとする。</p> |

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

| 対象鳥獣   | 捕獲計画数等 |       |       |
|--------|--------|-------|-------|
|        | 令和2年度  | 令和3年度 | 令和4年度 |
| イノシシ   | 60     | 60    | 60    |
| ニホンジカ  | 必要数    | 必要数   | 必要数   |
| ニホンザル  | 必要数    | 必要数   | 必要数   |
| カモシカ   | 必要数    | 必要数   | 必要数   |
| ツキノワグマ | 必要数    | 必要数   | 必要数   |
| ハクビシン  | 100    | 100   | 100   |
| カラス    | 1,500  | 1,500 | 1,500 |

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

| 捕獲等の取組内容  |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルについては、被害の発生が予想される4月から11月にかけて捕獲檻、くくり罠を被害発生地域に設置し適正な捕獲及び個体数調整を実施する。</li> <li>・ツキノワグマについては被害状況に応じ、その都度被害発生地域に捕獲檻設置し、必要最小限の個体数調整を実施する。</li> <li>・カモシカについては、被害状況に応じて捕獲団地を設定し、捕獲が許可される冬期間にくくり罠の設置により適正な個体数調整を実施する。</li> </ul> |

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|------|
| 該当なし | 該当なし |

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134

号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容  |       |       |
|------|-------|-------|-------|
|      | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|      |       |       |       |

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣                                    | 取組内容   |
|----|---|--|
| 2  | ツキノワグマ<br>ニホンジカ<br>ニホンザル<br>イノシシ<br>カラス | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野生鳥獣の生態や被害防止対策についての学習会の開催</li> <li>・ 緩衝帯の設置</li> <li>・ 里地里山の整備</li> <li>・ リーフレット等の配布</li> <li>・ 電気柵の適正な維持管理</li> <li>・ 射撃講習、害鳥獣駆除事業等への経費負担</li> </ul> |
| 3  | ツキノワグマ<br>ニホンジカ<br>ニホンザル<br>イノシシ<br>カラス | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野生鳥獣の生態や被害防止対策についての学習会の開催</li> <li>・ 緩衝帯の設置</li> <li>・ 里地里山の整備</li> <li>・ リーフレット等の配布</li> <li>・ 電気柵の適正な維持管理</li> <li>・ 射撃講習、害鳥獣駆除事業等への経費負担</li> </ul> |
| 4  | ツキノワグマ<br>ニホンジカ<br>ニホンザル<br>イノシシ<br>カラス | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野生鳥獣の生態や被害防止対策についての学習会の開催</li> <li>・ 緩衝帯の設置</li> <li>・ 里地里山の整備</li> <li>・ リーフレット等の配布</li> <li>・ 電気柵の適正な維持管理</li> <li>・ 射撃講習、害鳥獣駆除事業等への経費負担</li> </ul> |

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割   |
|----------|--|
| 中野市      | ・ 状況把握・連絡調整<br>・ 関係機関への周知<br>・ 人身事故防止と安全確保 |
| 北信地域振興局  | ・ 指導・助言<br>・ 人身事故防止と安全確保                   |
| 中野市猟友会   | ・ 追い払い・緊急捕獲<br>・ 人身事故防止と安全確保               |
| 鳥獣保護員    | ・ 指導・助言                                    |
| 中野警察署    | ・ 人身事故防止と安全確保                              |

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。  
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

|         |
|---------|
| 別添図のとおり |
|---------|

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称           | 中野市害鳥獣対策協議会  |
|------------------|--|
| 構成機関の名称          | 役割   |
| 中野市              | ・ 農林業被害情報の収集及び調査<br>・ 野生鳥獣出没状況等情報収集<br>・ 鳥獣による人身被害事故防止と安全確保<br>・ 被害対策総括・連絡調整 |
| 中野市農業協同組合        | ・ 農業被害情報の収集及び調査<br>・ 連絡調整  |
| ながの農業協同組合        | ・ 農業被害情報の収集及び調査<br>・ 連絡調整  |
| 中野市農作物害鳥獣駆除推進協議会 | ・ 農業被害情報の収集及び調査<br>・ 有害鳥獣の捕獲<br>・ 鳥獣による人身事故防止と安全確保<br>・ 連絡調整                 |
| 中野地区電気柵協議会       | ・ 連絡調整   |



|                |  |
|----------------|--|
|                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防除施設整備</li> </ul>                |
| 日野地区電気柵協議会     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整</li> <li>・被害防除施設整備</li> </ul> |
| 科野地区害鳥獣対策協議会   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整</li> <li>・被害防除施設整備</li> </ul> |
| 倭地区電気柵協議会      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整</li> <li>・被害防除施設整備</li> </ul> |
| 延徳地区電気柵協議会     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整</li> <li>・被害防除施設整備</li> </ul> |
| 長丘地区害鳥獣駆除対策協議会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整</li> <li>・被害防除施設整備</li> </ul> |

| 被害防止対策協議会の名称   | 中野市農作物害鳥獣駆除推進協議会  |
|----------------|---|
| 構成機関の名称        | 役割  |
| 中野市            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林業被害情報の収集及び調査</li> <li>・野生鳥獣出没状況等情報収集</li> <li>・人身被害事故防止と安全確保</li> <li>・被害対策総括・連絡調整</li> </ul> |
| 中野市農業協同組合      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業被害情報の収集及び調査</li> <li>・被害対策総括・連絡調整</li> </ul>  |
| ながの農業協同組合      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業被害情報の収集及び調査</li> <li>・被害対策総括・連絡調整</li> </ul>  |
| 中野市農家組合地区協議会   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業被害情報の収集及び調査</li> </ul>  |
| 中野市農業協同組合各生産部会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業被害情報の収集及び調査</li> </ul>  |
| ながの農業協同組合各生産部会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業被害情報の収集及び調査</li> </ul>  |
| 中野市猟友会         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣の捕獲</li> <li>・人身事故防止と安全確保</li> </ul>  |
| 鳥獣保護管理員        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣の保護</li> <li>・人身被害防止と安全確保</li> </ul>  |

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称        | 役割                     |
|----------------|------------------------|
| 中野警察署          | オブザーバー                 |
| NPO法人ツキノワグマ研究会 | 野生鳥獣の生態、電気柵設置に対する助言・指導 |

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・ 今後設置する予定

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

|  |
|--|
|  |
|--|

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・ 処理施設で焼却による処分をする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

・ 県のガイドラインに沿った食肉としての活用の検討を進めることとする。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・ 新規狩猟者確保、育成のための講習会及び補助事業の周知を徹底する。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。